



各 位

東京都港区港南二丁目16番1号株式会社マクロミル代表取締役会長福羽泰紀(コード番号:3730東証一部)問合せ先:経営管理本部経理財務ユニットマネジャー荻野泰弘

電話番号:(03)6716-0700(代表)

ストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年11月1日開催の取締役会において、下記の通り、当社取締役に対し、ストックオプションとして新株 予約権を発行することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、平成18年9月27日に開催いたしました当社第7期定時株主総会において取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件として承認された新株予約権の個数、内容および金額の範囲内で行うものであります。

記

1.ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対し、当社の業績向上に対する意欲および意識を一層高め、企業価値の増大を意識した経営を推進することを目的とし、下記「2.新株予約権発行の要領」に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。

2.新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役1名(新任)に割当てるものとする。なお、当該取締役は、平成18年9月27日に開催した当社第7期定時株主総会において選任された新任取締役とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 368株

なお、新株予約権発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

368個(新株予約権1個当たり普通株式1株)



ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個につき発行する株式の数についても同様の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭の額

割当対象者の有する報酬請求権と相殺する。相殺する金額は、新株予約権割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した新株予約権1個当たりの公正な評価単価に基づく、新株予約権と引換えに払込む金銭の額の相当額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の最終価格(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式 により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

(6)新株予約権の割当日

平成18年11月17日

(7)新株予約権証券の発行

新株予約権の証券は、発行しない。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年10月1日から平成28年9月27日までとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。

その他の権利行使上の条件ならびに新株予約権の相続およびその他権利行使上の制限に関する条件等の細目については、当社第7期定時株主総会決議および新株予約権発行に関する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事項

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換について株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



新株予約権の割当を受けた者が、上記(9)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(12)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資 本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 に記載の資本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(13) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるもの とする。

(14) 当社取締役への割当に係る報酬等の算定方法

当社取締役への新株予約権の割当に係る報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予 約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権1個当たり の公正価額とは、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評 価単価に基づくものとする。

以上